

## 足利市競争入札参加者指名停止要領の運用について

本市における契約に係る指名停止等の措置の運用については、足利市入札参加者指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）に定めるもののほか、下記の基準によるものとする。

### 記

#### 1 指名停止要領別表第5項及び第7項関係

請負人の安全管理の措置が不適切であると認められる（発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明確になる）か否かの判断は非常に難しく、「負傷の程度」とは直接関係ないものの、負傷の程度が1月以上となると「重傷」とされることなどから、「全治1月（加療1月は同義）」以上と診断された場合には、請負人の安全管理の措置が適切であったとは言い切れないと判断し、原則的には下表の措置を行うこととする。ただし、診断書も事故当初のものであるので、その後の実情（職場復帰や加療の終了等）に鑑みて判断する。

※関係者事故において、負傷の程度が全治3月以上の場合で、文書注意か指名停止かの判断は、長期の加療が必要な場合や重度の障害を負ってしまった場合など請負人の過失度合い等により判断する。

措置要件		措置方針
公衆損害事故 (別表第5項)	・物損の程度が軽微である場合	文書注意
	・物損の程度が重大である場合	指名停止1か月以上
	・負傷の程度が全治1か月未満の場合	文書注意
	・負傷の程度が全治1か月以上の場合	指名停止1か月以上
	・死亡者を1名生じさせた場合	指名停止2か月以上
	・死亡者を複数生じさせた場合	指名停止3か月以上
関係者事故 (別表第7項)	・負傷の程度が全治1か月未満の場合	口頭注意又は文書注意
	・負傷の程度が全治1か月以上3か月未満の場合	文書注意
	・負傷の程度が全治3か月以上の場合	文書注意又は指名停止2週間以上
	・死亡者を1名生じさせた場合	指名停止1か月以上
	・死亡者を複数生じさせた場合	指名停止2か月以上